

黒部市 発表
令和5年11月29日(水)

報道関係者 各位

【照会先】

①⑤税務課

電話 0765(54)2118

②議事調査課

電話 0765(54)2301

②③④総務課

電話 0765(54)2112

⑥道路河川課

電話 0765(54)2644

条例関係(12月定例会 提出案件)

以下のとおり、条例の制定等について12月定例会に議案として提出します。

【①黒部市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定】**1 目的**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)(地域未来投資促進法)第6条に規定する主務大臣の同意を得た、富山県及び15市町村で策定した基本計画である「富山県地域未来投資促進計画」において定められた促進区域内で、対象分野において先進性のある事業を行う事業者に対する固定資産税の課税免除を行うため、本条例において必要な事項を定めるもの。

2 内容**(1) 対象者**

地域未来投資促進法第14条第2項に規定する「地域経済牽引事業計画」を作成し知事の承認を受けた事業者

(2) 対象分野(富山県地域未来投資促進計画により規定)

- ①医薬品関連産業(医薬品、医薬品容器、包装等)
- ②電子デバイス関連産業(電子部品、電子材料等)
- ③高度技術等を活用したものづくり産業(機械・金属、航空機部品、繊維等)
- ④クリエイティブ産業(デザイン、映像コンテンツ等)
- ⑤情報通信技術関連産業(コンタクトセンター、ソフトウェア開発等)
- ⑥食料品・飲料製造関連産業(食料品、飲料製造業)
- ⑦物流関連産業(物流施設、医薬品等の専用共同倉庫等)

(3) 対象資産

対象施設の用に供する家屋、構築物とその敷地である土地で、取得価額の合計額が1億円を超えるもの(農林漁業及びその関連業種は5千万円を超えるもの)

※土地・家屋・構築物：令和6年度末までに取得するもの

※土地：取得日から1年以内に家屋又は構築物の建設に着手するもの

(4) 適用期間

最初に固定資産税を課すこととなる年度から3年間

3 施行期日

公布の日

【②黒部市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正】

1 目的

特別職の国家公務員の給与を改定する「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が閣議決定（10月20日）されたことを受け、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給に関し、関連する条例等について所要の改正を行うもの。

2 内容

特別職の国家公務員の期末手当支給月数の引上げに準拠し、支給月数を0.10月分引上げる。
(年間期末手当支給月数 現行3.30月分 → 改正後3.40月分)

①令和5年度分は12月期分を0.10月分引上げる。

②令和6年度以降分は6月期分と12月期分にそれぞれ0.05月分ずつ配分し引上げる。

議員の支給月数（改定後）	6月期	12月期
①令和5年度 期末手当	1.650月（支給済）	1.750月（現行1.650月）
②令和6年度以降 期末手当	1.700月	1.700月

※市長、副市長及び教育長の支給月数も上記表と同様

3 施行期日

①公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

②令和6年4月1日

【③黒部市職員の給与に関する条例の一部改正】

1 目的

令和5年度人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、一般職の職員の給与改定等を行うため、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 人事院勧告による国家公務員俸給表の改定に準拠し、各給料表を改定する。

①行政職の大卒初任給を11,000円、高卒初任給を12,000円引き上げる。

②30歳台半ばまでの職員が在職する号級までを引き上げる。

③定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、各級の改定額を踏まえ引き上げる。

④その他の給料表は行政職給料表との均衡を基本に改定する。

(2) 人事院勧告及び県人事委員会勧告による期末勤勉手当支給月数の引上げに準拠し、期末勤勉手当支給月数を0.10月分引上げる。

(年間期末勤勉手当支給月数現行4.40月分 → 改正後4.50月分)

①令和5年度分は12月期分を0.10月分引上げる。

②令和6年度以降分は6月期分と12月期分をそれぞれ0.05月分ずつ配分し引上げる。

職員の支給月数（改定後）	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.200月（支給済）	1.250月（現行1.200月）
勤勉手当	1.000月（支給済）	1.050月（現行1.000月）
令和6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

※定年前再任用短時間勤務職員は、支給月数を0.05月分引き上げる。

(現行2.3月分 → 改正後2.35月分)

3 施行期日

(1) 公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) ①公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

②令和6年4月1日

【④黒部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正】

1 目的

- (1) 会計年度任用職員の報酬等について、国及び県の取扱いに準じ、常勤職員の給与が改定された場合、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて、会計年度任用職員の報酬等を改定するため、所要の改正を行うもの（これまでは翌年度に改定していたが、常勤職員と同様に年度途中で改定することにするもの）。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 内容

- (1) ①「年度途中で常勤職員の期末手当の支給月数に改定があった場合でも、会計年度任用職員の期末手当については改定前の支給月数により支給する特例規定」の削除
②行政職及び医療職の給料上限額の引上げ（黒部市職員の給与に関する条例の給料表の改定に伴うもの）
- (2) 勤勉手当の支給に関する規定整備（令和 6 年 6 月分から支給）

3 施行日

- (1) 公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日

【⑤黒部市国民健康保険税条例の一部改正】

1 目的

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

- (1) 出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割及び均等割の免除措置の導入（第 24 条）
子育て世帯の経済的負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割及び均等割の産前産後相当分を免除するもの。
※産前産後期間相当分は出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間とする。
（多胎妊娠の場合、出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間）
例：7 月 31 日に出産・・・免除期間は 6～9 月の 4 か月間
（双子等の場合 4～9 月の 6 か月間）
- (2) 出産する被保険者に係る届出（第 25 条の 3）
国民健康保険税の納税義務者は、出産する被保険者が世帯に属する場合は届出が必要である旨を明記。ただし、職権で届出に記載すべき事項を把握することが可能であれば届出を省略させることができるもの。

≪減額措置に係る国・地方の負担割合≫

国 1/2、県 1/4、市 1/4（一般会計繰入金）

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

【⑥黒部市道の駅KOKOくろべ条例の一部改正】

1 目的

令和6年度より道の駅KOKOくろべの有料施設（テナント）について、使用料制から利用料金制（地方自治法第244条の2第8項及び同条第9項の規定により、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる制度）に移行するため、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

道の駅KOKOくろべの有料施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする。

令和4年4月22日の同施設開業に向けた指定管理料の設定に当たり、各テナントの売上実績がなかったため、使用料制を採用したが、今回、令和6年度からの指定管理者との契約に向け、これまでの実績を基に各テナント利用に係る料金を市ではなく、指定管理者の収入とする利用料金制へ移行することで、インセンティブが働き、より民間ノウハウを生かせるようにするための仕組みを整備するもの（指定管理者は市との契約に基づき、一定額の指定管理料を受け取り、道の駅の管理をしなければならないが、上記の収入は自らの収入になるもの）。

3 施行日

令和6年4月1日